

## 1. 学校生活について

今日から、みなさんは坂井高等学校の生徒としての学校生活が始まります。ルール（校則）を守り、人として必要な基本的な生活習慣を身につけ、将来立派な社会人となれるよう、これからの一日一日を大切に、最善の努力をしてください。

なお、生徒指導に関してご心配な点のある方は、生徒指導部にご相談ください。

### (1) 欠席(忌引き、出席停止を含む)・遅刻・早退・外出

学校生活の第一歩は、まず時間を守ることから始まります。本校では8時20分の朝読書・朝学習から始まり15時20分からのSHで終了します。「遅刻・欠席・早退」をしないようにしてください。

#### (a) 欠席した場合

保護者



① 学校へ電話連絡 TEL0776-66-0268

以下の欠席の場合は出席すべき日数に入れず、授業も欠課扱いとしません。

#### ア) 忌引き

- ・ 父母（養父母） 7日以内
- ・ 祖父母・兄弟姉妹 3日以内
- ・ 3親等の親族 1日
- ・ その他の同居家族 1日

#### イ) 出席停止

- ・ 学校感染症と診断された場合は出席停止となります。感染症の種類により出席停止期間は変わります。

例) インフルエンザの場合、発症後5日間かつ解熱した後2日を経過するまで

(b) 遅刻した場合

- |     |   |   |
|-----|---|---|
| 保護者 | ➡ | ① 事情がわかっている場合、学校へ電話連絡<br>Tel0776-66-0268  |
| 本人  | ➡ | ② 生徒指導部で、記録簿に記入<br>③ 入室許可証を発行してもらう。<br>※通院の場合は、薬の袋や領収書など通院の事実がわかるものを提示する。<br>④ 教室へ入り、授業担当の先生に入室許可証を見せ、遅刻の理由を述べ入室する。<br>⑤ その授業終了後、ホーム担当に遅刻の理由を述べる。 |

⑨ 8時20分のチャイムまでに教室に入り着席する

(c) 早退する場合

- |                       |                                  |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
|-----------------------|----------------------------------|---|---------------|------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|----------------------------------|------|------|
| 保護者                   | ➡                                | ① 事情がわかっている場合、学校へ電話連絡<br>Tel0776-66-0268  |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
| 本人                    | ➡                                | <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; vertical-align: top;">(病気・通院以外するとき)</td><td style="width: 50%; vertical-align: top;">(病気・通院のとき)</td></tr><tr><td>① ホーム担任に申し出て許可をもらう。</td><td>① 保健室へ行き、理由を述べて「保健室連絡カード」をもらう。</td></tr><tr><td>② 授業担当の先生に、早退の理由を述べる。</td><td>② ホーム担任に申し出て、認印をもらう。</td></tr><tr><td>③ 生徒指導部で、早退手続きをする。</td><td>③ 「保健室連絡カード」を生徒指導部に提出し、早退手続きをする。</td></tr><tr><td>④ 下校</td><td>④ 下校</td></tr></table> | (病気・通院以外するとき) | (病気・通院のとき) | ① ホーム担任に申し出て許可をもらう。 | ① 保健室へ行き、理由を述べて「保健室連絡カード」をもらう。 | ② 授業担当の先生に、早退の理由を述べる。 | ② ホーム担任に申し出て、認印をもらう。 | ③ 生徒指導部で、早退手続きをする。 | ③ 「保健室連絡カード」を生徒指導部に提出し、早退手続きをする。 | ④ 下校 | ④ 下校 |
| (病気・通院以外するとき)         | (病気・通院のとき)                       |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
| ① ホーム担任に申し出て許可をもらう。   | ① 保健室へ行き、理由を述べて「保健室連絡カード」をもらう。   |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
| ② 授業担当の先生に、早退の理由を述べる。 | ② ホーム担任に申し出て、認印をもらう。             |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
| ③ 生徒指導部で、早退手続きをする。    | ③ 「保健室連絡カード」を生徒指導部に提出し、早退手続きをする。 |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |
| ④ 下校                  | ④ 下校                             |   |               |            |                     |                                |                       |                      |                    |                                  |      |      |

(d) 校外へ外出したい場合

登校したら放課になるまで原則として外出することは出来ません。みなさんは登校前に必要な物品などを準備しておく心がけが大切です。心の準備、教科書、ノート、提出物など学習のための準備、必要物品の準備など、前日に完了しておきましょう。

どうしても外出しなければならない時は次の手続きをとります。

本人



- ① ホーム担任に申し出て、理由を述べ許可をもらう。
- ② 生徒指導部の認印をもらう。
- ③ 外出
- ④ 生徒指導部で、入室許可をもらう。

(2) 服装および所持品

服装は、高校生らしく常に清潔を保ち、所持品は高価なものを使用しないよう心がける。

(a) 服装

男女とも、制服は自分の名前が刺繍された学校指定のものを着用する。譲り受けた制服を着用する場合は、生徒指導部で許可を得る。

ア) 上着

男女とも、本校指定黒色のブレザーを着用する。ただし、夏期（6月1日～9月30日）は、上着を脱ぎシャツ・ブラウスとする。

イ) シャツ・ブラウス

シャツ・ブラウスは、本校指定のものを着用する。また、必要に応じてシャツ・ブラウスの上に本校指定のセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。下着は襟もとから見える場合、色は華美でないものとする。

ウ) ネクタイ・リボン

常時着用する。（ただし、夏期服装期間中はこの限りではない）

エ) スラックス・スカート

本校指定のものとする。改造・変形を行わない。また、スラックスには必ず華美でないベルトを着用する。

オ) 防寒着

無地で華美でないものを、ブレザーの上から着用する。また、パーカーなど、本校指定のセーター・カーディガン・ベスト以外のものをブレザーの下に着用しない。

カ) 履き物

- ・ 通学用は実用的な革靴またはスニーカーとする。サンダルなどに類するものを通学時に使用しない。
- ・ 内履きは各学年で指定されたスリッパとする。体育時の内ズックも可とする。
- ・ ブーツは冬期間使用してもよいが、実用的で華美でないものとする。

キ) ソックス

男女ともに華美でないものを使用する。

ク) 身なり

- ・ 化粧をしない。まゆ毛の加工は化粧とみなす。
- ・ 色つきリップクリームを使用しない。使用した場合は化粧とみなす。
- ・ ピアス(身体に穴を空けない)・指輪・ネックレス・ブレスレット等の装飾品は身につけない。
- ・ カラーコンタクトを使用しない。

ケ) その他

通学用鞆、傘、マフラーは実用的で華美でないものとする。

⑨ 華美の程度については生徒指導部で判断する。

(b) 頭髪

パーマ、カール、脱色、染髪、変形を行わない。

ア) 男子

前髪は眉、横髪は耳、後髪は直立して襟にかからない長さを限度とする。  
また、もみあげは耳たぶまでとする。

イ) 女子

前髪は眉までとし、長い髪はヘアゴムでまとめる。不必要な飾りや華美なヘアピン・ヘアゴムは使用しない。シュシュやバレッタ等は飾りとみなす。

(c) 所持品

ア) 管理

- ・所持品には、すべて学年・学科・氏名を記入する。
- ・貴重品は、特に大切に扱い、現金は必要以外所持しない。また、実習、体育などで更衣をするときは必ず貴重品袋を活用し担任に預けるようにする。

イ) 紛失・拾得

紛失または拾得した場合は必ずホーム担任か生徒指導部に届け出る。

ウ) その他

学習に不必要な物品を学校へ持ってこない。

(d) 携帯電話・インターネットの使用

ア) 携帯電話の所持は許可するが、校内では原則使用しない。

イ) 朝のSH時から帰りのSH時まではホーム担任預かりとし、朝のSH時に預かり、帰りのSH時に返却する。

ウ) 緊急時は教員の許可を得て、職員室での使用を認める。

エ) SNSを利用した誹謗中傷や反社会的行為はしない。また、出会い系サイトやその他有害なサイトへのアクセスはしない。

## 冬制服の着こなしポイント



## 坂井高校生としてプライドを持った着こなしを！

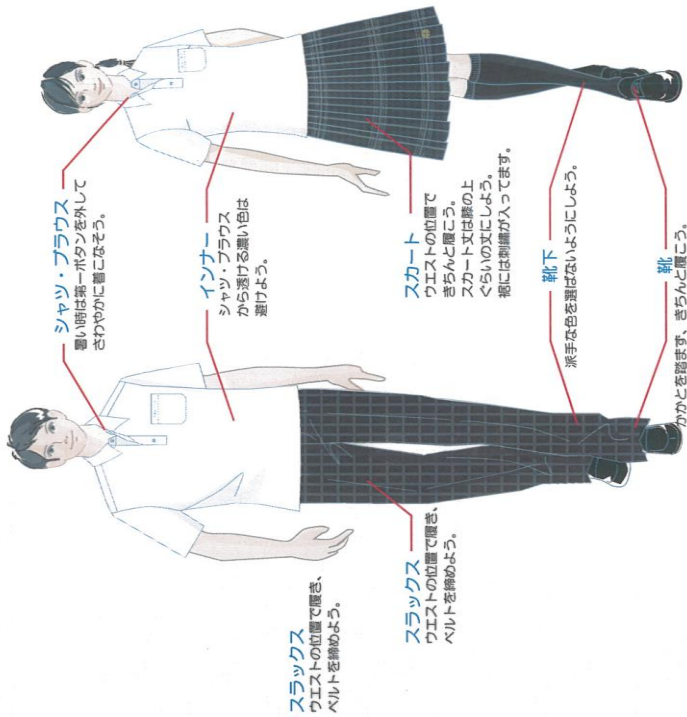
**制服** ~~≠~~ **私服**

制服と私服は違います。  
私服ではOKな着方も、制服ではNGになることがあります。

### ● これだけは注意してほしいポイント ●

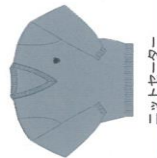
- ① シャツ・ジャケットのボタンを全部とめること。
- ② スカート丈は短くせず、膝の上ぐらいいの丈にすること。
- ③ スラックスはウエストで履き、きちんとベルトを締めること。

## 夏制服の着こなしポイント

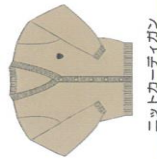


## ニットを着る時は裾や袖を伸ばさないように着よう。

【男子：グレー】



【女子：ベージュ】



### (3) 特別活動

#### (a) ホームルーム

ホームルームは、学校生活の基本的な生活の場であり、学校における家庭のようなものです。授業を受ける時、ショートホーム・ロングホーム、遠足、修学旅行、いろいろな学校行事も、ホームルーム単位で過ごすことになります。

お互いの気心が知れないとか、他人のことは関係ないというような無関心な人の多いホームルームほど居心地の悪いものではありません。特に本校では、3年間ほとんど同じホームルームのメンバーですから、なおさら好ましい雰囲気づくりが必要になります。そのためには、

- ア) お互いに話しかけよう。
- イ) ホームルームで積極的に発言しよう。
- ウ) 先生と親しくなろう。

みなさんは、ホームルームのみんなで考えていく中で、集団の中でのよりよい生き方を身につけ、ものの道理をわきまえた人間に成長していかなければなりません。このために設けられているのがロングホームです。担任の指導助言を受けながら、計画、準備、司会など、すべて生徒の手で運営していくためには、ホームルームメンバー全員の協力が必要です。

ロングホームの成功のカギは準備にあります。話し合いの進め方、机の配置なども工夫したり、適宜レクリエーションなどを組み入れたりして効果的なロングホームの展開になるよう努力をしましょう。

そして、楽しく充実したホームルームづくりをめざし、真の高校生活の楽しさを味わうことができるようひとりひとりが努力してください(参考図書「active 一高校生活ガイド」)。

(b) 部活動

教科以外の教育活動の一つで、教科学習と同様に大切なものです。本校では、生徒の希望、指導教科の有無、活動場所の確保によって、以下の部活動を展開しています。

ア)

- ・ 生徒と教員、生徒同士がお互いに協力して、友好的な人間関係を養う。
- ・ 共通の興味や関心を迫及するうちに個性の伸長、創造性を養い、また余暇の善用を図る。
- ・ 教員の指導、助言のもとに実践力や自治的能力を養う。

イ)

・ 運動部

野球(男)、バスケットボール(男)、自転車、サッカー(男)、卓球、ウェイトリフティング、バレーボール、柔道、バドミントン、硬式テニス(男)、ソフトテニス(女)、陸上競技

・ 文化部

吹奏楽、放送、書道、美術、茶道、華道、文芸、自動車、技術、電気チャレンジ、機械研究、農業研究、食品研究、商業研究、生活研究、囲碁・将棋部、そば同好会

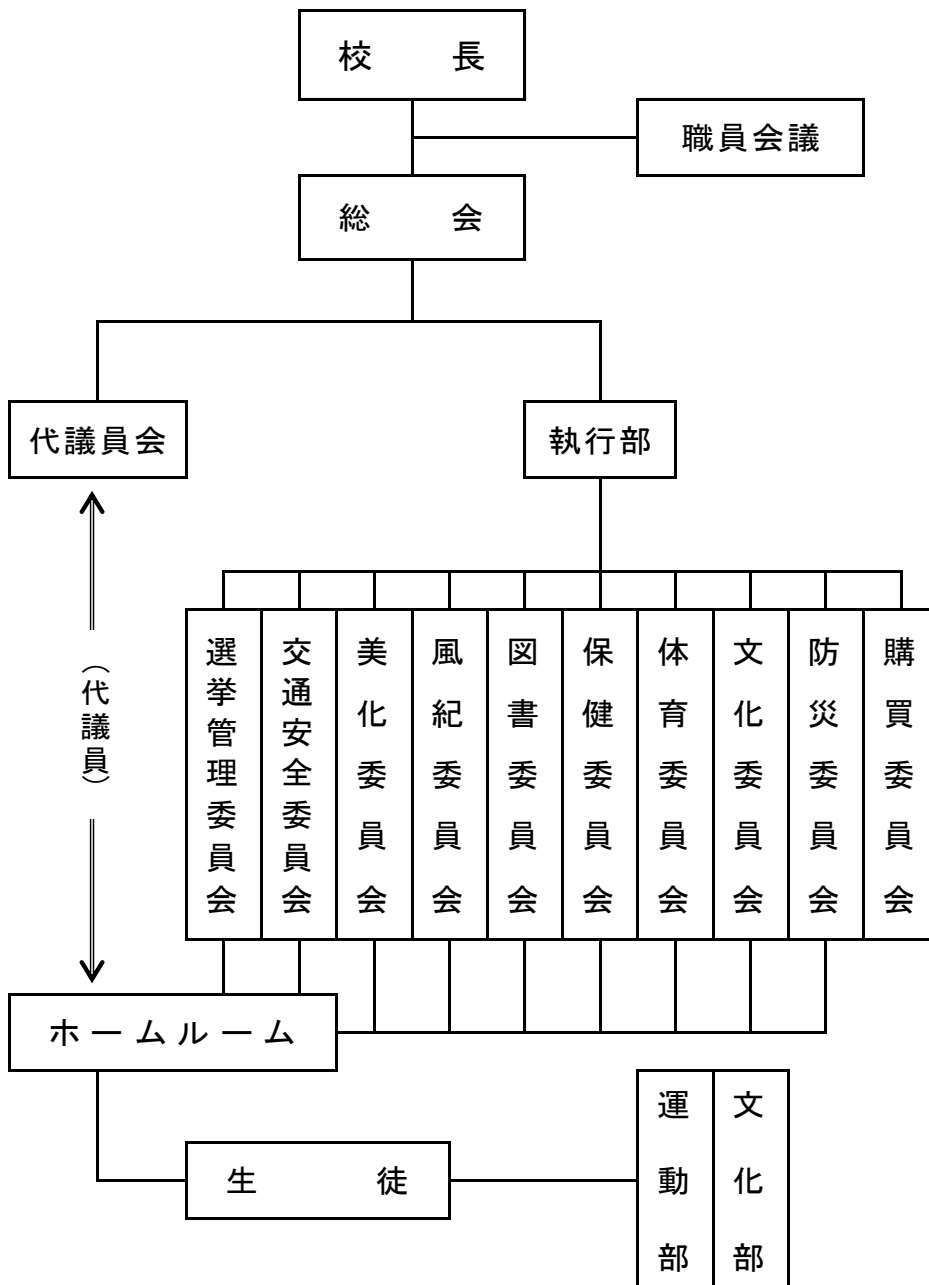
(c) 生徒会

ア) 組織

本校は生徒会が中心となり様々な学校行事を行っていきます。積極的に参加し充実した学校生活にしましょう。



# 生徒会組織図



## (4) その他

### (a) 購買の利用

購買の利益金は、坂井高生であるみなさんが、学校生活をより楽しく送るための目的にあてられ、卒業するまでには、ほぼ全員に還元されます。

文房具類、衣類（トレパン、トレシャツ、実習着等）、はきものや、パン等を扱っており、全体的に市価より安く購入できるようになっています。

### (b) 下足ロッカーの使用

みなさんの下足類は、生徒玄関に置いてある下足ロッカーを使用します。

ア) 定められた自分以外のロッカーは絶対に使用しない。

イ) ロッカー内には下足(靴、外履き用ズック、内履き用サンダルなど)以外のものを入れない。

ウ) 下足類の保管については各人で十分注意する。

エ) もし、ロッカーが破損したような時には、直ちにホーム担任と生徒指導部に申し出る。

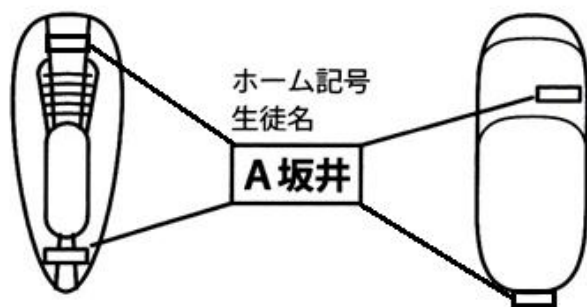
## 図1 記名の場所

### ● ズックの氏名記入要領

油性黒マジックペン

### ● スリッパの氏名記入要領

油性黒マジックペン又は  
白マジックペン使用



## 2. 校外生活について

### (1) 全般的な心得

社会道徳を守り余暇の善用に心がけ、事故のない明るい充実した生活であるよう努めなければなりません。

- (a) 通学時は不要の寄り道をしたり、時間の浪費等は慎しむ。
- (b) 交通機関を利用する場合は、乗客や駅員、乗務員に対し節度ある行動をとり他人に迷惑をかけない。
- (c) 自転車を利用する場合は、必ず防犯登録をし、ベル、ライト、反射板、およびブレーキなど整備の完全なものを使用し、交通ルールを守って他人に迷惑がかからないよう安全に走行する。
- (d) 外出の際は節度ある態度と本校生徒としての自覚をもって行動する。
  - ア) 外出には必ず身分証明書を携帯すること。また保護者に対しては行き先、用件、帰宅時間の予定を明確にしておく。
  - イ) 夜間外出は4月～10月の間は午後9時、11月～3月の間は午後8時までには帰宅する。
  - ウ) 外泊は原則として禁止する。
  - エ) 未成年者に禁止されている違法行為はもとより、高校生として社会道徳に反する行動(飲酒、喫煙、電子タバコ、シンナー使用、その他不健全娯楽等)をしてはならない。
  - オ) 次に掲げる場所への出入りを禁止する。

酒類を取り扱う飲食店および風俗営業の店や場所、18才未満の入場を禁止している不健全娯楽施設(パチンコ店、遊技(戯)場、麻雀クラブ、ビリヤード、カラオケボックス等)
  - カ) 違反行為や事故(街頭指導、加害、被害その他)があった場合は直ちに学校に届ける。
- (e) 明朗健全な交友と諸活動について
  - ア) 学校を代表して参加する校外行事には特に本校の名誉を汚すことなく正々堂々とした行動をとる。
  - イ) 本校生徒の集会や、他校生徒との集会、その他のグループ活動等に参加する場合は、事前に保護者の了承を得て学校に届け出る。

- ウ) 旅行をするときは、必ず許可を受けなければならない。
  - エ) グループによる旅行、サイクリング、キャンプ、登山、海水浴等については、原則として必ず責任ある立場の者が同伴すること(責任者が認めた実施要項を提出する)。
  - オ) 交友に関しては、誘惑に負けないよう、よく自覚し常に明朗で健全な関係を保つよう努力する。
- (f) 事故のない校外生活
- ア) 自転車の並進や二人乗りをはじめ、すべての交通ルールの遵守と交通事故防止に細心の注意をはらい、安全運転に徹する。
  - イ) 原付自転車(バイク)・自動二輪車は全面禁止であり、また運転免許を取得したり、他人のバイクに乗車してはならない。自動車についても無許可では絶対に運転しない。
  - ウ) 海、山等における事故防止に注意を払う。
  - エ) 家庭にあっては楽しい家族団らんの場をつくり、節度ある家庭生活を営み、善良な住民として地域社会に奉仕し、小中学生の模範になるよう努力する。

## (2) 自転車通学

- (a) 自転車通学については許可制とし、必要な検査に合格したものについて自転車置場の使用が認められる。
- (b) 自転車通学を希望する生徒はステッカー代を添えて、自転車置場使用願を生徒指導部へ提出する。その際、次の点について検査を受け合格しなければならない。
  - ・ブレーキ ・ライト ・カギ ・ベル ・防犯登録 ・雨合羽
- (c) 交通法規を常に守ること。特に次の点は絶対にしてはならない。  
二人乗り、無灯火、片手運転、スリッパ履き運転、並列進行、傘さし運転、スマホ等を使用しながらの運転、イヤホン・ヘッドホンをしながらの運転、また、ハブステップナットの使用は禁止する。
- (d) 自転車に乗る場合は左側通行を励行し、特に交差点や踏切では信号を完全に確認して行動すること。また、始業直前のかげこみ登校は危険であるから余裕をもって登校する。
- (e) ヘルメットの着用を推奨する。但し、ロードレーサータイプの自転車の場合は必ず着用する。

### (3) アルバイトについて

長期休業中以外は、原則として禁止する。やむを得ない事情のときは、担任を通じて生徒指導部へ届け出て、許可を受けなければならない。

(a) 長期休業中にアルバイトを希望する生徒は、下記の届出及び手続きを行い、必ず許可を得る。

本人 → ホーム担任申出・部活動顧問申出 → 許可条件適合 →  
許可願書 → 生徒指導部へ届出 → 許可 → 証明カード発行

〈許可条件〉

- ア) 成績を考慮する。(2科目以上の欠点がある者は許可しない)
- イ) 保護者、責任者の認印が必ずある。
- ウ) アルバイト許可時間は19時までとする。
- エ) 酒類販売飲食店、接客を主とする仕事、または高校生のアルバイトとして不適当な業種については許可しない。

(b) アルバイトでは、必ず許可証明カードを所持する。

(c) 無断アルバイトについては、保護者と連絡をとり、アルバイトを中止させる。

### 3. 自動車などの運転免許取得と車の運転について

原付自転車(バイク)、各種自動二輪車(単車)及び普通自動車の運転免許取得とそれらの車の運転については次のように定めています。

#### (1) 取得運転免許証の種類と自動車等の運転規制

(a) 運転免許取得も車の運転もしてはならない。

『原付自転車、各種自動二輪車』

(b) 3年生で運転免許取得は許可するが車の運転はしてはならない。

『普通自動車』

#### (2) 届出及び手続

3年生で自動車等の運転免許証を取得しようとする者は、校長の許可を得なければならない。下記の届出及び手続を行う。

本人 → ホーム担任申出 → 許可条件適合 → 許可願書 →  
生徒指導部へ届出 → 許可 → 証明カード発行

#### (3) 許可条件

(a) 自動車学校入校説明会に参加し、ホーム担任、部顧問の同意を得る。

(b) 学業成績、出席状況、現在までの生活態度などが不適當でない。

(c) 学校行事、クラブ活動等に支障がない。

(d) 過去における非行、交通違反、重大な過失や家庭事情、本人の進路など判断して不適當でない。

(e) 交通安全には精一杯の努力をする。

#### (4) 普通自動車免許取得の時期

3年生の第1学期成績職員会議以後とする。ただし、許可条件によって取得時期を区分する。

#### (5) その他

・無許可で運転免許を取得したり、自動車学校に通ってはならない。

・自動車の免許取得期間中や免許取得後に遵守すべき事項は、本校の指導方針による。

## 4. 賞罰に関する規定について

### (1) 表彰

本校生徒で善行並びに学業・技能等が優秀である者、他の模範と認められる者に対して表彰する。

### (2) 特別指導

素行不良で他に迷惑を及ぼすとき、特別指導を行う。

〈対象となる行為〉

- (a) 学校の秩序を乱し、非礼な言動をとる行為
- (b) 交通事故・違反
- (c) 暴力・脅迫・窃盗その他、違法行為と認められる場合
- (d) 喫煙・飲酒行為
- (e) 不純異性交遊
- (f) 校舎校具その他公共物破損汚損
- (g) 考査中の不正行為
- (h) 授業・考査及び学校行事の忌避行為
- (i) 生徒心得の諸規定を守らない行為